

コロナウイルス感染の影響による休業・収入減少から 暮らしと営業を守る制度のご案内 **その4**

～年金保険料・国保料減免、子育て支援策など～

新型コロナウイルスの影響で、仕事や収入を奪われ、深刻な事態が広がっています。

市民の暮らしと営業を守る制度（その4）をお知らせします。

これまでにお知らせしてきた制度は、共産党名古屋市議団のホームページでご覧ください。（QRコード→）



年金保険料の減免

◎国民年金保険料の免除（特例措置）

新型コロナウイルスの感染拡大の影響で収入が大幅に減った場合、国民年金保険料（月約1万6千円）の免除が適用できる場合があります。

現行制度では、失業、廃業は対象になりますが、収入減の場合は直近の状況ではなく、前年か2年前の所得を基準に判断されます。

今回は、特例的に直近の収入で判断して免除されることもあります。免除が認められると、保険料を払っていなくても受給資格の期間に算入されます。

【お問合せ・申請先】各区または支所の国民年金係

国民健康保険

◎収入減少による国保料減免

市政ニュースNo.75（4月9日）で、名古屋市独自の保険料減免を紹介しましたが、国の財政支援で、新型コロナウイルスの感染症の影響で収入が3割以上減った場合の減免制度の新設が準備されています。

前年合計所得が1,000万円以下で、当年見込み所得が400万円以下が条件です。収入減少割合および前年合計所得金額に応じて減免額が変わります。

【申請先】各区または支所の国民健康保険係

◎国保の資格証明書世帯に 10月まで有効の短期保険証を送付

国保料の未納世帯への制裁措置として交付されている資格証明書世帯（3,252世帯）に、新型コロナウイルス感染防止の観点から、必要な医療を直ちに受けられない状況をなくすために、4月30日まで有効の短期保険証を送付されていました。

有効期限が迫る中、改めて10月末までの有効期限の短期保険証が交付されました。

【お問合せ先】各区または支所の国民健康保険係

子育て支援

◎就学援助の申請期限の延長

4月分からの認定を希望する場合、4月16日までに小中学校に申請することになっていましたが、新型コロナウイルスの影響で学校が休業となっているため、学校が再開してから一定期間の間に申請すれば、4月分にさかのぼって認められます。

なお、申請は、一定期間後にも申請できますが、就学援助の支給は、申請が受け付けられた翌月分以降が対象となります。

【お問合せ先】お子さんの通っている学校

または教育委員会事務局学事課 972-3217

【申請先】お子さんの通っている学校

◎登園を控えた日の保育料を減額

名古屋市から保育所の登園を控えるように要請され、登園を控えた場合、控えた日数に応じて保育料が減額されます。

一旦、月額全額を納めた後、減額分が、翌々月以降の保育料で調整（差引処理）されます。（手続き不要）

【お問合せ先】入所先保育所

または子ども青少年局保育企画室 972-2528

◎小学校休校中の給食費の扱い

小学校の給食費（月4,400円）は、4月（新1年生は5月）に一旦1カ月分徴収されますが、給食再開後の給食費1カ月分に充当されます。（手続き不要）

【お問合せ先】お子さんの通っている小学校

◎子育て世帯への臨時特別給付金

新型コロナ対策として、2020年4月分の児童手当の受給者に、子ども1人当たり1万円の「子育て世帯への臨時特別給付金」が、支給されます。支給日は現段階では未定です。（手続き不要）

【お問合せ先】各区または支所の子ども課子ども係

生活保護

◎10万円の給付で生活保護費は減らない

新型コロナ対策の「1人10万円の給付金」および「子育て世帯への臨時特別給付金」は、生活保護費を削減されることなく生活保護世帯にも支給されます。

【お問合せ先】各区または支所の生活保護係

コロナウイルス感染症の影響に伴う諸制度は、日々、改正されています。本市政ニュースでお伝えする制度は、発行日現在の情報に基づいてお知らせしていますので、よろしくお願いします。